

清須市選挙管理委員会告示第4号

清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営
に関する規程の一部を改正する告示

清須市議会の議員及び清須市長の選挙における自動車の使用等の公営に関する規程(平成20年清須市選挙管理委員会告示第25号)の一部を次のように改正する。

第4号様式(その1)備考第4項第2号中「15,800円」を「16,100円」に改める。

第6号様式備考第4項第2号中「310,500円+525円6銭」を「316,250円+541円31銭」に改める。

第7号様式(その1)別紙2の1中「15,800円」を「16,100円」に改め、同様式(その2)別紙中「7.51円」を「7.73円」に改め、同様式(その3)別紙中「310,500円+525円6銭」を「316,250円+541円31銭」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。